

令和2年度修学旅行の実施について

吉岡町立駒寄小学校

本校は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）」及び群馬県教育委員会「群馬県：学校再開に向けたガイドライン〔改訂版〕（5月）」日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）（2020.6.23）」を参考にするとともに、「吉岡町立学校新型コロナウイルス等対応修学旅行等ガイドライン（2020.10.1）」に準拠した、感染防止対策（下記の「修学旅行に関する新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」）を定め、関係する事業者と連携しながら、修学旅行を実施するものとする。

修学旅行に関する新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

方 針

- ・旅行期間中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合によりお互いの会話を控える。
- ・消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼するとともに、学校で用意する携帯用の手指消毒液を全員に携帯させ、手洗いや消毒の頻度を定期的・計画的に増やす。
- ・食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用する。
（気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合等は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外す。）

1 具体的な対策

（1）事前指導の実施

- 児童・引率職員に旅行中の感染防止対策の事前指導を実施し、添乗員・バス乗務員・宿泊施設・見学地管理者等による感染症感染防止対策の徹底を図る。
- ・感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中の会話を控える 等

（2）保護者参加確認書・申込書

- 「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行の実施及び参加確認のために、保護者に対して学校作成の参加確認書・参加申込書（参加・不参加）への記入と提出を依頼する。

（3）健康観察の実施

- 同居の家族も含め、児童・引率職員の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めてもらう。
- 感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をする。
- 出発前に児童・引率職員の体調確認（検温、健康観察記録カードによるチェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めてもらう。
- 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をする。

（4）重症化リスクの事前把握

- 食物アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性も事前に把握し、主治医の見解を保護者へ確認のうえ、参加の是非を検討する。

（5）貸切バス利用上の対策

- 乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、バスの座席に一人1席ずつの座席確保で対応する。向かい合わせにはしない
- 乗車時には、毎回アルコール消毒をする。
- 乗車中は常にマスクを着用し、必要最小限の会話にとどめるなど感染症予防に努める。

(6) 集合場所について

- 可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保する。
- クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も検討・実施する。※解散の場面も同様

(7) 班別、グループ行動中の注意事項

- 可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備等を利用した後、手洗い・消毒等を定期的実施する。
- 行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。【感染範囲の特定の為】
- 引率職員を行動経路・範囲に照らし適切に配置し、常に指導・助言できるチェック体制の下で実施する。

(8) 旅行中の食事について

- 食事は、混雑した場所を避け、ゆとりを持った座席の間隔を保ち、向かい合っでの食事はしない。
- 食事の前には、丁寧な手洗いに努め、アルコール消毒をする。
- 食事中は会話を控え、食後は直ちにマスクを着用する。

(9) 旅行時持参物の内容の配慮について

- 通常の持参物に加えて以下のものを持参し、旅行中は、個人持ち（1日1枚）として、共用はしない。
 - ・ハンカチ（1日1枚＋予備：手洗い後に個人で使用）、ティッシュ
 - ・マスク（1日1枚＋予備、手作りマスク等で問題なし）
 - ・マスクを置く際の清潔なビニル袋やハンカチ等
 - ・使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニル袋
 - ・体温計
 - ・手指消毒用アルコールボトル100ml（学校で用意）
 - ・健康観察記録カード（検温・健康状態等）

(10) 宿泊施設利用上の対策（ロイヤルホテル那須）

- 本校が宿泊するフロアは占有とし、他の団体等と同じフロアにしない。また、他団体との接触の場は設けない。
- 食事は他団体と接触しないよう本校占有の食事会場にする。
- 入浴は部屋にあるシャワーを使用し、密にならないようにする。
- シーツ、枕カバー、掛け布団カバーは毎日クリーニングされたものを使う。
- 厨房では、普段以上に衛生と換気に気を付け、マスク、手袋の着用と各所の消毒を常に行う。
- 発熱等、疑わしい症状が見られる場合、まずホテル内隔離を行い、指定された医療期間や保健所等と連絡をとるなど、適切に対応する。

(11) 旅行実施中の発症者発生時の対応について

- 速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行う。
- 管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。
- 関係者の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行う。
- 保護者にも同時進行にて状況連絡を行う。
- 旅行中に疾病を直接の原因として病院を受診し、その後予定していた旅行が不可能となった場合、学校旅行専用の保険により、入院費用や保護者の交通等については対応可能である。

(12) 旅行終了後の健康観察

- 参加者本人や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（2週間程度）行う。

2 中止せざるを得ない場合

- 次のうち、どれか一つでも該当する場合、児童の健康安全のため、修学旅行を中止とする。
 - ・出発地（群馬県）または行先地（栃木県）で、どちらかの県にまたがる移動自粛制限が出ている場合
 - ・自校で陽性者が出ており、6学年の一部の児童に陽性者又は濃厚接触者が含まれる場合
 - ・その他、吉岡町教育委員会が修学旅行を中止せざるを得ないと判断した場合
- 上記の理由により中止になった場合、人権に関する配慮により詳細な理由を公表しないことがある。